

市民文教委員会会議録

平成24年10月22日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 10:28

【 案 件 】

1. 学校施設等の再編について

【 報告事項 】

1. 直方市中泉産業廃棄物処理施設に係る説明会の開催について (環境整備課)
2. 「地域主権改革一括法による基準等(案)」に対する意見募集について (環境施設課)
3. 公用車による交通事故発生について (環境施設課)
4. 住所に方書を含める取り扱いの実施について (市民課)
5. 飯塚市教育委員会事業評価結果(平成23年度分)について (教育総務課)
6. 学校施設における草刈作業中の事故について (教育総務課)
7. 平成25年度 飯塚市立幼稚園園児募集について (学校教育課)

委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。

「学校施設等の再編について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

学校施設整備推進室主幹

お手元のほうに「飯塚市立小中一貫校頼田校の共用施設の取り扱いについて」という資料をお配りしております。これをご覧いただきたいと思います。頼田校の学校施設と社会教育施設の共用部分についての取り扱い案がまとまりましたので、その概要をご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。まず施設の所管について関係各課と協議の結果、それぞれの所管を決めております。その内容は、資料1として、2ページに色刷りで頼田校1階部分の平面図、3ページに2階部分の平面図を付けております。3階、4階部分につきましては全て学校施設でございますので、資料は省略させていただいております。

2ページをご覧ください。左から、平面図の中で黄色に表示されているのが給食調理室、青色が武道場及びアリーナ小、特にこの武道場とアリーナ小は間仕切りを開放して一体の施設として利用が可能となる施設でございます。次に緑色の部分が児童館、茶色の部分が公民館、紫色が図書館となっております。それぞれの色分けによりまして、各所管がそれぞれの施設を管理するというようになっております。

次に3ページをご覧ください。3ページが頼田校の3階部分にあたります。左から、赤色の部分が学校施設、茶色の部分が学校の中に入っておりますが、「学び塾」の活動に使用する部屋として公民館施設の位置付けとなっております。緑色の部分がアリーナ大で、屋内運動場と言っている施設でございます。次に青色の部分がCP室、音楽室、図工室、作法室及び調理室で、学校の特別教室としての機能を持つ施設でございます。この2ページ、3ページの中で、青色の部分としてご紹介したものでございますが、この部分を共有施設として検討を進めてまいりました。従いまして、2ページに記載の1階部分では武道室、アリーナ小、3ページに記載の2階部分では、CP室、音楽室、図工室、作法室及び調理室、この5つの特別教室についての検討ということでございます。

その結果でございますが、資料1ページに戻っていただきたいと思います。「2 共用施設について」、そこに4点記載をしておりますが、このとおりということで考え方をまとめさせていただきました。(1)学校と公民館との共用施設は、特別教室5室とする。(2)共用施設の

施設所管は学校施設とする。(3)共用施設の貸し出しは、学校施設の目的外使用として行うこととし、従来の目的外使用条例とは別に条例を設け運用する。(4)武道館及びアリーナ小は学校の体育施設と位置付け、従来の目的外使用条例に基づき運用する。

また、3といたしまして「共用施設の使用料等取り扱いについて」でございますが、(1)共用施設の使用料は、他の地区公民館と同額とする。減免等の取り扱いも公民館に準ずる。(2)学校施設の目的外使用の申込については、公民館窓口において受け付け、料金を徴収することとしております。

次に4ページをご覧ください。先ほどの図面説明に基づき、潁田校の各施設を所管ごとに表にまとめております。左から施設名、学校施設、公民館施設、図書館、児童館施設、共有施設と区分しており、それぞれの所管施設を丸で表示しております。また、共用施設については二重丸で表示しております。以上のような区分ということで整理をさせていただいております。

なお、参考に資するため、資料の5ページをご覧くださいと思いますが、施設使用料の比較を公民館料金、学校施設の目的外使用料というふうに区分いたしました場合に、どの額になるかということで、各施設の使用料を紹介しております。

次に6ページをご覧ください。6ページには全国での学校施設と社会教育施設との共用化を図られた施設における施設の所管部署、設置根拠、施設の使用料等を紹介しております。ほとんどの学校が学校施設として位置付け、目的外使用条例に基づき社会教育施設の使用料に準じた使用料設定となっております。

まとめますと、公民館との共有施設は、他の地区公民館との公平性及び全国事例を参考に先のような運用を考えております。また、武道館及びアリーナ小は体育施設と位置付け、アリーナ大の位置付け、さらには潁田体育館等が現在地域の体育施設として現存することもございまして、一般的な目的外使用料として開放を行なう運用を考えております。

また参考ではございますが、7ページには各施設の敷地内の位置をご紹介します。内容の説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をすることで継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から7件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「直方市中泉産業廃棄物処理施設に係る説明会の開催について」の報告を求めます。

環境整備課長

「直方市中泉産業廃棄物処理施設に係る説明会の開催について」ご報告いたします。

説明会におきます内容につきましては、別紙資料を提出させていただいておりますが、先に、説明会に至る経緯をご説明させていただきます。

直方市中泉の計画につきましては、その都度報告させていただき、平成23年3月1日の委員会におきましても、指定地域に係る意見について報告させていただき、平成23年4月7日、この意見書どおり指定地域を指定した県の告示がありました。

告示後、設置者は説明会を開催しなければならぬとされておりますが、説明会はなく、今日に至っておりますところ、県のほうから設置者に催告があり、その催告によりまして、9月26日、直方市及び設置者より、10月14日に直方市のコミュニティで説明会を開催する旨の連絡が入りまして、指定地域となる潁田地区内にも今月の初旬、設置者から説明会開催の周知が行われましたが、直方市は遠方であるため潁田地区内での説明会開催を求める声が上がっており、10月11日、衛生自治会連合会潁田支部として別に説明会開催を求める申入書を設置者に送付し、市からも設置者及び県廃棄物対策課に対し地元説明会開催を申し入れているところでございます。

それでは、別紙をお願いいたします。今回の説明会は3にありますように、事業計画、環境調査等について行われまして、4の主要な意見等にありますように、「処理する廃棄物に放射性物質が混入するのではないか」「水処理施設が民家のすぐ近くにあるため安全性に問題はないのか」「炭鉱の坑道や断層についてさらに調査が必要ではないか」などの意見が出されております。また、参加者が約40名程度と少なかったこともあり、「さらに地域ごとに細かく説明会を開催していくべきだ」との意見も出されております。

なお、小竹町につきましては、別途今月末か来月初めに説明会が開催される見込みとなっております。

本市としましては、できる限りきめ細かく説明会が開催され、住民の意見がより多く計画に反映されるよう対応してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「地域主権改革一括法による基準等(案)に対する意見募集について」の報告を求めます。

環境施設課長

「地域主権改革一括法による基準等(案)に対する意見募集について」ご報告いたします。

地域主権改革一括法の施行に伴いました、一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準の条例制定につきましては、先の平成24年8月2日開催の市民文教委員会におきまして、できる限り早期の本会議上程を行うべく作業を進めていることをご報告申し上げておりました。

その作業の一環といたしまして、現在、市のホームページ、本庁の案内、これは1階ロビーでございます、各支所、各12地区公民館等において、条例制定の概要や基準案などを公表し、市民の方々へ条例制定における意見募集を行っております。

これは、総合政策課が窓口となって行っているもので、募集期間は10月10日から31日までの間、募集対象者は市内に在住、通勤、又は通学する個人、団体の方となっておりますが、住所、氏名の記入がない場合には受け付けないことになっております。また、募集方法は公表場所にある記入用紙で直接提出していただくか、電子メールで送付していただくこととなっております。このことによりまして、民意を反映いたしました条例制定に努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故発生について」の報告を求めます。

環境施設課長

「公用車による交通事故発生について」ご報告いたします。

お手元に資料を提出しております。このたび環境施設課職員が起こしました事故におきまして、市に損害を与えましたことについて、深くお詫びいたします。

本件事故は去る9月17日、月曜日、午前9時35分頃、環境施設課クリーンセンター職員が飯塚市川島地内、市道川島・立岩線におきまして、ごみの収集業務中、車両左後方の収集忘れごみに気づいたため、車両を一旦停車しバックさせたところ、後続に停車していた相手方車両に気づかず接触し損傷させたものです。

損害状況につきましては、公用車への車輛損傷はありませんが、相手方車輛のフロントフードパネル等を損傷し、人身傷害は市及び相手方ともありません。

この事故の発生は、職員が車両をバックさせる際、後方の安全確認を十分に行わなかったことが原因であります。事故によります過失割合は市が100%で、損害賠償額は18万8345円であります。

職員の交通事故防止については日々、朝礼等において安全運転に務めるよう指導しておりますが、今後とも引き続き当該職員はもとより他の職員にも機会あるごとに交通事故防止の指導徹底を行ってまいります。また、さらに外部講師等を招き、環境施設課全職員を対象に安全運転講習会を開催し、交通事故防止強化の徹底を取り組んでまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「住所に方書を含める取り扱いの実施について」の報告を求めます。

市民課長

「住所に方書を含める取り扱いの実施について」のご報告をさせていただきます。

住民票に記載する住所の取り扱いについては、住民基本台帳事務処理要領において、「団地、アパート等の居住者について、地番までの記載のみでは住所が明らかでない場合には、アパート名、居室の番号まで記載する。」という取り扱いとなっており、現在、本市では住民票にはアパート名等は正式な住所としてではなく方書として記載しています。また、印鑑登録証明書や住民基本台帳ネットワーク等には方書は記載しておりません。

昨年、総務省自治行政局住民制度課長から「住民票に記載する住所における居室の番号の適切な記載について」の通知がなされ、「近年、団地、アパートの居住者が表札を掲げないケースもみられ、このような場合にあっては各種通知等が住民に確実に届くようにするためには、居室の番号を記載することが適切であること。また、住民票に記載する住所は、本人確認情報として住基ネットにより提供され、国・地方公共団体を通じた住民に関する様々な事務処理の基礎となるものであることから適切な記載が求められる。」という技術的助言がありました。

この助言を踏まえ、今年度、住民基本台帳システムの改修を行い、住所とは別途に管理している方書を、平成25年1月4日より住所に含む取り扱いとするものです。これにより市民課で交付する証明で新たに方書が住所として記載されるものは、印鑑登録証明書と戸籍の附票です。

資料の1ページをご覧ください。住民票サンプル(新)の住所の欄の「新立岩5番5号」の次の行に、「飯塚マンション101号」と記載されています。次に、2ページの(旧)の住民票をご覧ください。住所の欄には「飯塚マンション101号」の前に(方書)と記載されています。これが現在の住民票です。同じく3ページの印鑑登録証明書の(新)の住所の欄には、「飯塚マンション101号」と記載されています。次の4ページの印鑑登録証明書には「飯塚マンシ

ヨン101号」は表記されていません。これが現在の印鑑登録証明書です。

なお、住所に方書を含む取り扱いになっても、土地・建物の登記簿や運転免許証の住所を変更する必要はないとの回答を、福岡法務局飯塚支局並びに飯塚警察署から得ております。登記簿や運転免許証に方書表記を希望される方は、個別に変更の手続きをしていただくこととなります。また、市民への周知につきましては、隣組回覧、市報掲載、市ホームページ掲載、公示を行うこととしております。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市教育委員会事業評価結果（平成23年度分）について」の報告を求めます。

教育総務課長

「飯塚市教育委員会事業評価結果（平成23年度分）について」ご報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づきまして、平成23年度に実施した事業の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成いたしましたので、議会に提出させていただくとともに、その概要についてご報告するものでございます。

配布いたしております資料「飯塚市教育委員会事業評価結果報告書（平成23年度分）」の1ページをお願いいたします。まず1ページには、本報告書を作成している目的等を法の規定を抜粋して記載しております。このページの中段から4ページにかけましては、飯塚市教育委員会の構成等の説明や教育委員の活動状況などについて記載をしております。

4ページをお願いいたします。中段の「平成23年度事務事業評価」につきましては、今回事業評価を実施した内容を記載しているものであります。まず「点検・評価する事務の対象」は、23年度の教育施策要綱に掲げる主要施策を達成するために取り組んだ主な事業を対象としております。「点検・評価の方法」は各事業の達成状況につきまして、担当部署で自己評価を行った後、教育に関し学識経験を有する方として、目次の一番下にも記載しておりますように、福岡教育大学の井上教授、坂本教授の2名の方から、A：達成している、B：概ね達成している、C：課題がある、D：事業見直しが必要の4ランクで評価をいただいております。

また、この外部評価をいただくにあたりましては、評価者と各所管課との間で、事業ごとにそれぞれヒアリングを実施いたしまして、事業内容等の詳細について意見聴取を行った上で2名の合議のもとに評価をしていただいております。

5ページをお願いいたします。「2 全体評価結果」でございますが、事業全体を通しての第三者の意見を外部評価講評として、それぞれご意見をいただき掲載をいたしております。

7ページをお願いいたします。全体集計結果でございますが、学校教育分野13事業、社会教育分野12事業の計25事業を選定し評価をいただいております。その結果、A：達成しているが16事業、B：概ね達成しているが9事業、C：課題がある、D：事業見直しが必要が0という結果となっております。

次に、8ページをお願いいたします。「3 取組施策別評価結果」でございますが、表の見方の中で、「意見等」の記載部分につきましては、事業ごとに所管課と評価者がヒアリングを実施した際の評価者の意見を記載しているものであります。8ページから14ページまでは、学校教育分野の13事業を、14ページから18ページまでが、社会教育分野の12事業について、それぞれ評価結果を掲載しております。それぞれの各項目の詳しい説明は省略させていただきます。

次に、19ページから44ページにかけましては、各所管課において作成しました「点検及

び評価シート」25事業分を添付しております。

この「点検及び評価シート」につきましては、事業等の目的、内容、目標値、また取組状況や成果、今後の方向性等を所管課において自己点検・評価いたしましたもので、外部評価をいただくにあたりまして、このシートをお示しして評価をしていただいたものでございます。

最後に45ページから48ページにかけては、「教育委員の活動状況」の参考資料として、平成23年度の教育委員会会議における議案等の一覧表を添付しております。

この事業評価結果報告書につきましては、議会に提出するとともに、市民の皆様にも市のホームページ等で公表し、ご意見をいただきたいと思っております。また評価者からいただいた指摘なり要望等を踏まえ、今後の教育行政の改善に役立てていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「学校施設における草刈作業中の事故について」の報告を求めます。

教育総務課長

「学校施設における草刈作業中の事故について」報告をいたします。

本件事故は、去る9月24日の月曜日、午後3時ごろ、片島小学校の校庭内において、当校用務員が刈払機を使用して草刈作業を行っていたところ、刈払機が跳ね上げた小石が駐車スペースに駐車していた自家用車に当たり、運転席側のドアガラスを破損、ドア内外部数箇所を損傷させたものであります。けが等の人身被害はありません。

事故の原因は、通常、草刈作業は児童生徒が外にいない時間帯や夏休み期間などに行い、児童生徒への安全対策に留意し、作業周辺への安全確認等を行いながら作業を進めておりますが、今回、作業場所と被害に遭った車両が停車していた駐車スペースまでの距離が約7メートルということで、小石が飛んでいくような危険性はない距離であるとの誤った判断から、今回の事故が起きたものです。

今回の事故報告を受けて、今後このような事故を起こさないよう、同校用務員に対しましては、草刈作業中における周囲への注意喚起を怠らないように強く指導するとともに、全学校の用務員に対しても、学校施設で作業を行う際の安全確保について注意を払うように改めて指導しております。なお、損害賠償につきましては、現在、相手方と協議中であります。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成25年度 飯塚市立幼稚園園児募集について」の報告を求めます。

学校教育課長

「平成25年度 飯塚市立幼稚園園児募集について」ご報告いたします。

まず、募集期間でございますが、平成24年11月1日から11月20日までを募集期間としております。園児募集につきましては、広報いづか11月号及びホームページに掲載する予定でございます。

また、入園申込書につきましては、各幼稚園、学校教育課、本庁総合案内及び各支所市民窓口サービス課に準備し、申し込みは幸袋幼稚園、庄内幼稚園、かいた幼稚園の各幼稚園及び学校教育課で受け付けをいたします。

次に募集人数でございますが、幸袋幼稚園が3歳児20名、4歳児35名、5歳児35名の計90名。庄内幼稚園は3歳児20名、4歳児25名、5歳児30名の計75名。かいた幼稚園は3歳児20名、4歳児25名、5歳児30名の計75名でございます。ただし、申込者が募集人数を超えた場合は、優先者を除いた申込者全員による公開抽選を行うこととなっております。また、抽選にもれた方で他の2園への入園を希望されれば、定員に余裕がある場合は、入園できることといたしております。

次に、利用料金についてでございます。3ページに載せておりますが、平成25年4月から開設予定の認定こども園では、短時間利用児、幼稚園児に自園調理した給食、副食を提供します。また、預かり保育を利用する短時間利用児、幼稚園児におやつも提供します。給食費は月額2,400円、おやつ代は月額1,100円といたしております。

以上、簡単であります。説明を終わります。

委員長

報告が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして市民文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。